

## いじめの問題に関する県独自調査の結果概要について

令和元年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」（県教育委員会調査）結果概要

## 1 調査対象

県内すべての公立小学校、公立中学校、義務教育学校、県立高等学校、県立特別支援学校、市町等教育委員会

## 2 調査の目的

本調査により、前年度および当該年度上半期における各学校等のいじめ防止等の取組や三重県いじめ防止条例を踏まえた取組状況を把握し、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）の調査結果と合わせて、今後の各学校等におけるいじめ防止等に向けた取組の推進に資するものとします。

## 3 調査方法

各学校及び市町等教育委員会への質問紙による調査

## 4 調査結果の概要

※義務教育学校の前期課程は小学校に、後期課程は中学校に含まれています。

## (1) いじめの認知件数（年度当初から9月末まで）

（単位：件）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
H30(9月末現在)	1,516	446	126	12	2,100
R1(9月末現在)	1,575	527	123	9	2,234
R1-H30	59	81	▲3	▲3	134

本年度（平成31年4月から令和元年9月末）のいじめの認知件数については、昨年度（平成30年4月から9月末）と比較して、全体で134件増加しています。いじめを認知した学校数の割合は、小学校83.7%、中学校85.0%、高等学校74.6%、特別支援学校27.8%です。態様別では、認知件数のうち約60%が「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」となっています。また、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」が高等学校で24.4%であり、昨年度より6.1ポイント増加しています。

（参考）平成30年度（年間）のいじめの認知件数

（単位：件）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
H30年度	2,282	623	187	13	3,105

（平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果より）

## (2) 学校の取組状況

## ① 「三重県いじめ防止条例」の周知啓発について

【児童生徒に対し、周知啓発を行った学校】

（単位：%）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H30	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R1	98.3	98.7	100.0	100.0	98.6
R1-H30	▲1.7	▲1.3	0	0	▲1.4

【保護者に対し、周知啓発を行った学校】

(単位：%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H30	99.2	100.0	91.0	83.3	98.0
R1	98.0	99.3	91.0	72.2	96.8
R1-H30	▲1.2	▲0.7	0	▲11.1	▲1.2

②各校の「いじめ防止基本方針」に基づいた取組について

【全職員に共有が図られている学校】

(単位：%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H30	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R1-H30	0	0	0	0	0

【学校全体での組織的な取組がなされている学校】

(単位：%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H30	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R1-H30	0	0	0	0	0

(3) 市町教育委員会の取組状況

インターネットを通じて行われるいじめの問題も含め、いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っている市町は令和元年度上半期24市町で、昨年同時期と比べ増減はありません。

5 参考資料

別紙による。(別-1～別-3)

令和元年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに  
教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」結果

別—1

1 児童生徒調査(小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校)

【いじめの認知件数等】

設問	設問内容	(単位:件)					(単位:件)					(単位:件)				
		平成30年度					令和元年度					増減				
		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
1	いじめの認知件数 (令和元年度当初から、9月末まで)	1,516	446	126	12	2,100	1,575	527	123	9	2,234	59	81	▲3	▲3	134
2	いじめの態様別件数 (複数回答可)															
	① 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	900	308	65	4	1,277	925	336	62	6	1,329	25	28	▲3	2	52
	割合(%)	59.4	69.1	51.6	33.3	60.8	58.7	63.8	50.4	66.7	59.5	▲0.7	▲5.3	▲1.2	33.4	▲1.3
	② 仲間はずれ、集団による無視をされる	168	69	12	1	250	133	75	20	0	228	▲35	6	8	▲1	▲22
	割合(%)	11.1	15.5	9.5	8.3	11.9	8.4	14.2	16.3	0.0	10.2	▲2.7	▲1.3	6.8	▲8.3	▲1.7
	③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	357	48	14	3	422	314	65	16	0	395	▲43	17	2	▲3	▲27
	割合(%)	23.5	10.8	11.1	25.0	20.1	19.9	12.3	13.0	0.0	17.7	▲3.6	1.5	1.9	▲25.0	▲2.4
	④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	69	11	8	1	89	64	11	5	0	80	▲5	0	▲3	▲1	▲9
	割合(%)	4.6	2.5	6.3	8.3	4.2	4.1	2.1	4.1	0.0	3.6	▲0.5	▲0.4	▲2.2	▲8.3	▲0.6
	⑤ 金品をたかられる	4	2	9	0	15	8	4	4	0	16	4	2	▲5	0	1
	割合(%)	0.3	0.4	7.1	0.0	0.7	0.5	0.8	3.3	0.0	0.7	0.2	0.4	▲3.8	0.0	0.0
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	34	16	4	2	56	52	23	6	1	82	18	7	2	▲1	26	
割合(%)	2.2	3.6	3.2	16.7	2.7	3.3	4.4	4.9	11.1	3.7	1.1	0.8	1.7	▲5.6	1.0	
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする	137	38	11	0	186	140	34	9	0	183	3	▲4	▲2	0	▲3	
割合(%)	9.0	8.5	8.7	0.0	8.9	8.9	6.5	7.3	0.0	8.2	▲0.1	▲2.0	▲1.4	0.0	▲0.7	
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	11	32	23	1	67	18	42	30	0	90	7	10	7	▲1	23	
割合(%)	0.7	7.2	18.3	8.3	3.2	1.1	8.0	24.4	0.0	4.0	0.4	0.8	6.1	▲8.3	0.8	
⑨ その他	70	12	19	3	104	64	27	10	1	102	▲6	15	▲9	▲2	▲2	
割合(%)	4.6	2.7	15.1	25.0	5.0	4.1	5.1	8.1	11.1	4.6	▲0.5	2.4	▲7.0	▲13.9	▲0.4	

※義務教育学校の前期課程は小学校に、後期課程は中学校に含まれています。





「いじめの問題への取組状況に関する調査」結果について

別-3

3 取組状況調査(市町等教育委員会)

I. 貴教育委員会が設置している学校に対する指導について

設問	設問内容	回答項目	H30年度		R1年度		増減
			市町等教育委員会		市町等教育委員会		
			回答数	割合 (%)	回答数	割合 (%)	
1	所管の学校に対して、いじめの積極的な認知や、いじめの定義を限定して解釈しないこと等いじめの正確な認知について、教職員間での共通理解を図るよう求めている		29	100.0	29	100.0	0.0
2	所管の学校に対して、校内での共通認識を図る等、学校ごとに策定した「いじめ防止基本方針」に基づいた取組がなされるよう求めている		29	100.0	29	100.0	0.0
3	いじめの問題への取組について、所管の学校に対し、「いじめ防止等の対策のための組織」を活用した取組を行うよう求めている		29	100.0	29	100.0	0.0
4	所管の学校に対し、いじめを早期に発見し迅速に対応するため、いじめの実態把握に関するアンケート調査や面談を定期的実施することを求めている		29	100.0	29	100.0	0.0
5	所管の学校に対し、いじめの問題に関する校内研修を実施することを求めている		29	100.0	29	100.0	0.0
6	所管の学校に対し、いじめの問題への取組について、学校評価の評価項目に位置づけるよう、また、学校評価の結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図るよう指導・助言を行っている		29	100.0	29	100.0	0.0
7	所管する学校に対し、児童生徒や保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備するよう求めている		29	100.0	29	100.0	0.0
8	所管する学校に対し、児童生徒がインターネットを正しく安全に利用することができるようになる取組や、保護者に対して必要な啓発を行うよう求めていますか		29	100.0	29	100.0	0.0

II. 貴教育委員会におけるいじめの問題への取組について

設問	設問内容	回答項目	H30年度		R1年度		増減
			市町等教育委員会		市町等教育委員会		
			回答数	割合 (%)	回答数	割合 (%)	
9	所管の学校等に対し、いじめを把握した場合に報告することを求めている(複数回答可)	1. 把握したらその都度、報告を求めている	23	79.3	23	79.3	0.0
		2. 週に1回から月に2~3回程度の報告を求めている	0	0.0	0	0.0	0.0
		3. 月に1回程度の報告を求めている	16	55.2	18	62.1	6.9
		4. その他	2	6.9	1	3.4	▲ 3.5
10	所管の学校におけるいじめの問題の状況について、学校訪問や調査の実施などを通じて実態的的確な把握に努めている		29	100.0	29	100.0	0.0
11	学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、学校への支援や保護者等への対応を適切に行っている		29	100.0	29	100.0	0.0
12	各学校のニーズに応じ、研修会の講師やスクールカウンセラー等の派遣など、適切な支援を行っている		29	100.0	29	100.0	0.0

設問	設問内容	回答項目	H30年度		R1年度		増減
			市町等教育委員会		市町等教育委員会		
			回答数	割合 (%)	回答数	割合 (%)	
13	所管の学校の中で、令和元年度当初から現在に至るまでに、いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校がある		10	34.5	9	31.0	▲ 3.5
13-②	いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校に対して、指導主事や教育センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行った(スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも含む)		10	100.0	9	100.0	0.0
14	定期的なアンケート調査や個人面談の取組状況等、いじめの問題に関する学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行っている		29	100.0	29	100.0	0.0
15	貴教育委員会において、令和元年度中にいじめの問題に関する、教員を対象とした研修を実施した、又は実施する予定がある(複数回答可) ※県教育委員会主催の研修会は含まない	1. 管理職を対象とした研修を実施(又は予定)	9	31.0	9	31.0	0.0
		2. 生徒指導主事等生徒指導担当教員を対象とした研修を実施(又は予定)	15	51.7	15	51.7	0.0
		3. 初任者研修において実施(又は予定)	3	10.3	4	13.8	3.5
		4. 1～3以外の教員を対象とした研修を実施(又は予定)	9	31.0	6	20.7	▲ 10.3
		5. 特に実施の予定はない	9	31.0	10	34.5	3.5
15-②	貴教育委員会において、どのようにいじめに関する研修を行っているか(複数回答可)	1. 講義・講話形式	16	80.0	14	73.7	▲ 6.3
		2. グループ協議	12	60.0	14	73.7	13.7
		3. 具体的な事例について、ケーススタディをしている	4	20.0	6	31.6	11.6
		4. その他	1	5.0	1	5.2	0.2
16	いじめの問題に関する、指導の充実のための教師用手引き書等を作成している		10	34.5	10	34.5	0.0
17	貴教育委員会において、学校からの相談はもとより、保護者からの相談も直接受けとめることのできるような教育相談体制がある		29	100.0	29	100.0	0.0
18	学校以外の教育相談窓口について、児童生徒や保護者、教師に対し、周知しているか(複数回答可) ※三重県教育委員会が配布依頼をしている「一人で悩まずに相談しよう」を含む	1. チラシやカード等を作成し、学校を通じて、児童生徒や保護者に配布している	29	100.0	29	100.0	0.0
		2. インターネット上で周知している	5	17.2	7	24.1	6.9
		3. その他の手段で周知をしている	5	17.2	4	13.8	▲ 3.4
		4. 特に周知の手段を講じていない	0	0.0	0	0.0	0.0
19	教育相談の内容に応じ、学校とも連絡・協力して指導に当たるなど、継続的な事後指導を行っている		29	100.0	29	100.0	0.0
20	貴教育委員会(教育センター等を含む)におけるいじめに関する教育相談の実施に当たって、児童相談所や法務局などの関係機関との連携が図られている		29	100.0	29	100.0	0.0
21	貴教育委員会と学校やPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議をする機会が設けられている		27	93.1	27	93.1	0.0

設問	設問内容	回答項目	H30年度		R1年度		増減
			市町等教育委員会		市町等教育委員会		
			回答数	割合 (%)	回答数	割合 (%)	
22	貴教育委員会において、インターネットを通じて行われるいじめの問題も含め、いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っている		24	82.8	24	82.8	0.0
22-②	具体的にどのような取組をしているか(複数回答可)	1. チラシやカード等を作成し、学校を通じて、児童生徒や保護者に配布している	14	58.3	14	58.3	0.0
		2. インターネット上で啓発を行っている	3	12.5	3	12.5	0.0
		3. 講演会等を開催している	5	20.8	3	12.5	▲ 8.3
		4. その他の取組をしている(具体的に)	8	33.3	9	37.5	4.2
23	貴教育委員会において、いじめの問題の解決のために、関係部局・機関と連携協力を図っている		29	100.0	29	100.0	0.0

### Ⅲ. 学校と警察の連携について

設問	設問内容	回答項目	H30年度		R1年度		増減	
			市町等教育委員会		市町等教育委員会			
			回答数	割合 (%)	回答数	割合 (%)		
24	警察との連携を円滑に行うために、学校の担当窓口を明らかにし、警察側の担当窓口についても承知している		29	100.0	29	100.0	0.0	
25	平成30年度中に、学校警察連絡協議会を開催している		29	100.0	29	100.0	0.0	
25-②	具体的にどのように開催しているか	構成員(複数回答可)	i) 警察署長と校長等の各機関の代表者レベルを主とする会議	8	27.6			
			ii) 教頭や生徒指導担当教員と生活安全課や交通課等実務者レベルの会議	24	82.8			
			iii) その他	3	10.3			
		ア) 平成30年度中の開催回数	i) 年に1回	0	0.0	4	13.8	13.8
			ii) 年に2~5回程度	21	72.4	18	62.1	▲ 10.3
			iii) 年に6~11回程度	6	20.7	5	17.2	▲ 3.5
			iv) 1ヶ月に1回以上	2	6.9	2	6.9	0.0